

保存版

令和7年4月

保護者の皆様

京都市立紫明小学校
校長 石田 淳

水害の避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合についてのお知らせ

紫明学区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。**紫明学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。**

【参考】 避難勧告等の名称について（学区ごとに発令されます）

- ※ 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見直し等）を取る場合があります。

避難勧告等の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が高まり避難行動を開始する必要がある状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none">・避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動を開始・速やかな避難に向けた準備	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難・屋内安全確保	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難をしそびれた者の立退き避難・立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動

在校中に特別警報や暴風警報及び、避難勧告・避難指示（緊急）が発表された場合については、直ちに臨時休校とした上で、下校の安全が確認でき次第、「家庭調査票」の通り対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡が取れるまで学校にとどめおくことといたします。

京都市域（「京都南部」又は「京都・亀岡」）に「大雨警報」や「洪水警報」が発令されても、基本的に通常通りの教育活動を行います。ただし、気象状況により、京都市域（「京都南部」又は「京都・亀岡」）に大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやすぐ一の配信等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。（特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。）